

第115回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

平成28年6月24日(金曜日) 午前10時  
(受付開始予定: 午前9時)

## 場所

東京都中央区八重洲一丁目2番16号  
TGビル別館6F ホール6A  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 目次

■ 第115回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	22
■ 計算書類	25
■ 監査報告書	28
■ 株主総会参考書類	32
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	

株式会社 NIPPO

証券コード：1881

## 株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目2番16号  
**株式会社 NIPPO**  
代表取締役社長 岩 田 裕 美

### 第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）の営業終了時刻（午後6時20分）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時  
(受付開始時刻は、午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目2番16号 T Gビル別館6 F ホール6 A  
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第115期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第115期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 連結計算書類のうち連結注記表および計算書類のうち個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nippo-c.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集ご通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査しております。
  3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を同ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度（以下「当期」といいます。）におけるわが国経済は、政府による経済政策効果等により、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、先行きは不透明な状況にありました。

建設業界におきましては、設備投資は持ち直しの動きが見られるものの、公共投資は緩やかに減少しており、労務需給や原材料価格等の動向に注意を要するなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社および当社連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、各社が有する技術の優位性を活かした受注活動やアスファルト合材等の製品販売を強化するとともに、コスト削減や業務の効率化に努めてまいりました。

当期における当社グループの連結業績は次のとおりです。

受注高は、4,247億48百万円と前期に比べ4.9%の増加、売上高は、4,074億33百万円と前期に比べて2.6%の増加となりました。

利益につきましては、経常利益は421億13百万円と前期に比べて15.0%の増加、また、親会社株主に帰属する当期純利益は262億24百万円と前期に比べて16.9%の増加となりました。

当社グループの主要事業の概況は以下のとおりです。

#### <建設事業>

受注工事高は、3,266億45百万円と前期に比べて8.9%の増加、完成工事高は3,071億16百万円と前期に比べて6.2%の増加となりました。

（舗装土木事業）

受注工事高は、2,561億83百万円と前期に比べて16.1%の増加、完成工事高は2,282億10百万円と前期に比べて2.5%の増加となりました。

（建築事業）

受注工事高は、704億62百万円と前期に比べて11.1%の減少、完成工事高は789億6百万円と前期に比べて18.5%の増加となりました。

また、主な当期中の完成工事および当期末における未成工事は、次のとおりです。

### 主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 北海道開発局	北海道横断自動車道 白糠町 鍛高舗装工事	北海道
宮城県東部地方振興事務所	石巻漁港水産加工団地道路(その1)工事	宮城県
独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部茨城地域事業本部	萱丸地区A-8街区外整備工事	茨城県
JXエネルギー株式会社	汐見台アパートリノベーション工事(2303号棟~2305号棟)	神奈川県
中日本高速道路株式会社 金沢支社	北陸自動車道 富山管内舗装補修工事(平成25年度)	富山県
国土交通省 関東地方整備局	富士北麓電線共同溝その2工事	山梨県
名古屋高速道路公社	平成27年度高速5号万場線(第5工区)舗装改築工事	愛知県
阪神高速道路株式会社	舗装補修工事(26-3-神)	兵庫県
西日本高速道路株式会社 中国支社	中国自動車道 戸河内IC~六日市IC間舗装補修工事	広島県
西日本高速道路株式会社 九州支社	大分自動車道 久留米高速道路事務所管内舗装補修工事	大分県

### 主要未成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 北海道開発局	北海道横断自動車道 訓子府町 常盤舗装工事	北海道
仙台市	地下鉄東西線卸町駅道路復旧外工事	宮城県
成田国際空港株式会社	A滑走路北側その他舗装補修工事(平成27)	千葉県
JXエネルギー株式会社	DDセルフ市川鬼高店新設工事	千葉県
首都高速道路株式会社	(修) 上部工補強工事(鋼床版) 3-202	東京都
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	新東名高速道路 新城舗装工事	愛知県
大阪府	主要地方道 伏見柳谷高槻線 高槻東道路(成合工区) 道路改良工事その1	大阪府
西日本高速道路株式会社 関西支社	新名神高速道路 神戸舗装工事	兵庫県
国土交通省 中国地方整備局	浜田・三隅道路三隅地区第2舗装工事	島根県
国土交通省 九州地方整備局	福岡空港誘導路(A4)改良外1件工事	福岡県

<製造・販売事業>

アスファルト合材およびその他の製品販売の売上高は、654億86百万円となり、前期に比べて10.4%の減少となりました。

<開発事業およびその他の事業>

開発事業およびその他の事業（主に建設コンサルタント事業）の売上高は、それぞれ221億60百万円、126億70百万円となり、前期に比べてそれぞれ3.6%の増加、5.2%の減少となりました。

② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は168億円であり、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は、自己資金の一部を充当いたしました。

- ・製品製造設備用地の取得
- ・製品製造設備の新設および更新
- ・事業用建物等の新設および更新
- ・施工機械等の増強および更新

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第112期 平成24年度	第113期 平成25年度	第114期 平成26年度	当 期 平成27年度
受 注 高 (百万円)	389,234	419,016	404,921	424,748
売 上 高 (百万円)	385,017	431,638	396,948	407,433
経 常 利 益 (百万円)	23,881	36,048	36,604	42,113
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,537	21,786	22,437	26,224
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	122.03	182.89	188.37	220.18
総 資 産 (百万円)	400,352	440,464	469,454	472,492
純 資 産 (百万円)	201,230	223,010	250,913	267,638
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,660.09	1,838.14	2,069.43	2,201.99

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は、J Xホールディングス株式会社で、同社は、当社の株式を67,890千株（議決権比率57.17%）所有しております。

### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 百万円	議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
大 日 本 土 木 株 式 会 社	2,000	78.5	土木・建築工事の請負
長 谷 川 体 育 施 設 株 式 会 社	100	81.3	スポーツ施設工事等の請負
日 舗 建 設 株 式 会 社	50	100.0	土木・建築工事の請負

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府による経済の好循環の更なる拡大に向けた各種政策の実行により緩やかな回復が期待されますが、世界経済をめぐる不確実性は依然として高く、景気を下押しするリスクとして懸念されています。

建設業界におきましては、企業収益改善による民間設備投資の増加が期待されるものの、公共投資の先行きは緩やかな減少が続くことが見込まれており、企業間の熾烈な受注競争のもと、引き続き厳しい経営環境が予想されます。

このような環境の中、当社グループは、持てる技術力や機動力を発揮して引き続き震災復興に全力で取り組むとともに、技術と経営に優れた企業集団として技術力の向上、営業力の強化、原材料価格上昇への適切な対応に努めるほか、生産性の向上とコスト削減を確実に進め、競争力の強化に取り組んでまいります。そして、舗装工事、土木工事、製品販売における収益基盤の一層の強化を進めるとともに、建築、開発、土壌浄化等の事業収益の安定化に努めてまいります。

また、当連結会計年度において、新たに発生した事業上および財務上の対処すべき課題は次のとおりです。

- ① 当社は、平成28年1月21日、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反の疑いで、東京地方検察庁特別捜査部による強制捜査および公正取引委員会による立入検査を受け、同年2月29日、同法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。
- ② 当社は、平成28年3月24日、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会の立入検査を受けました。

当社は、これらを厳粛かつ真摯に受け止め、法令遵守の更なる徹底に全力を傾注してまいります。

- ③ 当社は、当社並びに神鋼不動産株式会社（神戸市中央区）が販売するル・サンク小石川後楽園事業に対する建築確認処分について、東京都建築審査会が取り消した旨の裁決書を平成27年11月14日に確認しました。これに伴い、当連結会計年度において、売買契約書に基づく解決金総額15億19百万円を特別損失に計上しております。

なお、当社並びに神鋼不動産株式会社は、東京都を被告として、平成28年5月10日付けで当該事業に対する建築確認処分を取り消した裁決の取消請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは建設業法に基づく国土交通大臣許可を受けた建設業、およびこれに関連する事業を行っています。

その主な事業内容は、次のとおりです。

- ① 道路工事、舗装工事、水道施設工事、浚渫工事、その他土木工事および建築工事の請負およびこれに関する企画、調査、設計および監理並びにこれらのコンサルタント業務
- ② 建設機械器具および建設工事材料製造施設の設計、製作、販売および賃貸並びにこれらのコンサルタント業務
- ③ 不動産の開発、利用、売買、賃貸、仲介および管理並びに観光、スポーツ、遊戯、飲食等の各施設の経営および賃貸並びにこれらに関する企画、調査、およびコンサルタント業務
- ④ 砂利、砂、土石、スラグ、その他各種工事材料等の採取、製造、加工および売買並びにこれらのコンサルタント業務
- ⑤ 石油・石炭・ガス・化学プラントの企画、設計、建設および監理ならびに熱・電気供給設備等の企画、設計開発、建設および販売
- ⑥ 土地の環境影響の調査計画立案、調査・分析、コンサルタント並びに浄化工事に関する検査および請負業務
- ⑦ 産業廃棄物の処理および製品の売買
- ⑧ 自動車の販売および賃貸
- ⑨ 公共施設並びにこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
- ⑩ 有料道路の保有、経営、管理、維持

## (6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

### ① 当社の主要な営業所

本社 東京都中央区八重洲一丁目2番16号

支店 北海道支店（札幌市豊平区） 東北支店（仙台市青葉区）

関東第一支店（東京都新宿区） 関東第二支店（東京都品川区）

北信越支店（新潟市中央区） 中部支店（名古屋市中区）

関西支店（大阪市中央区） 四国支店（高松市）

中国支店（広島市南区） 九州支店（福岡市中央区）

関東建築支店（東京都品川区）

### ② 当社の主要な工場および施設

合材工場（戸田市、さいたま市西区、横浜市磯子区）

総合技術センター・技術研究所（さいたま市西区）

### ③ 主要な子会社の事業所

大日本土木株式会社（岐阜市）

長谷川体育施設株式会社（東京都世田谷区）

日舗建設株式会社（東京都世田谷区）



**(7) 使用人の状況**（平成28年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数
舗 装 土 木 事 業	2,673名 ( 1,073名)
建 築 事 業	457名 ( 108名)
製 造 ・ 販 売 事 業	367名 ( 659名)
開 発 事 業	40名 ( -名)
そ の 他 の 事 業	127名 ( 7名)
全 社 (共 通)	371名 ( 473名)
合 計	4,035名 ( 2,320名)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

## ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,648 (1,895) 名	△61 (△148) 名	43歳10ヶ月	18年3ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

**(8) 主要な借入先の状況**（平成28年3月31日現在）

特に記載すべき事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 240,000,000株
- ② 発行済株式の総数 119,401,836株
- ③ 株主数 4,440名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
JXホールディングス株式会社	67,890千株	57.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,362	6.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,942	2.47
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,745	2.30
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユー エス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	1,625	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,589	1.33
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,435	1.20
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	982	0.82
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー） アカウント ノン トリーティー	966	0.81
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	961	0.80

（注） 持株比率は自己株式（300,202株）を控除して計算しています。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

## ① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	水 島 和 紀	
代表取締役社長	岩 田 裕 美	執行役員社長
代 表 取 締 役	山 縣 由起夫	執行役員副社長 営業第三部、環境事業部 管掌
代 表 取 締 役	横 山 茂	専務執行役員 工事部、地域工事推進部、合材部、購買室、環境安全・品質保証部 管掌
取 締 役	石 川 公 一	専務執行役員 営業企画部、営業第一部、営業第二部 管掌
取 締 役	寺 分 純 一	専務執行役員 企画部、人事部、総務部、経理部、内部統制部 管掌
取 締 役	高 橋 章 次	専務執行役員 開発事業部、P F I 推進部 管掌
取 締 役	吉 川 芳 和	常務執行役員 総合技術部、エンジニアリング部、建築事業統括部、海外支店 管掌
取 締 役	木 村 康	J Xホールディングス株式会社 代表取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会 副会長
取 締 役	木 村 孟	
常 勤 監 査 役	傍 田 明 夫	
常 勤 監 査 役	吉 田 泰 磨	
監 査 役	関 俊 朗	
監 査 役	石 田 祐 幸	

(注) 1. 当期中の取締役の異動は、以下のとおりです。監査役の異動はありません。

(昇任)

代表取締役 横山 茂 (平成27年6月23日就任)

(退任)

代表取締役 上坂 光男 (平成27年6月23日任期満了により退任)

(新任)

取締役 吉川 芳和 (平成27年6月23日就任)

取締役 木村 孟 (平成27年6月23日就任)

2. 取締役木村孟氏は、法令に定める社外取締役です。

3. 常勤監査役吉田泰磨氏および監査役石田祐幸氏は、法令に定める社外監査役です。

4. 取締役木村孟氏および監査役石田祐幸氏は、東京証券取引所、札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ています。

5. 取締役木村孟氏は、土木工学、土質工学を専門とし、東京工業大学において長く教育・研究に携わり、また、同大学の学長を務めるなど、高度の専門知識と大学経営における豊富な経験を有していることから、当社経営に対して指導・助言を行い、客観的かつ公平な立場で経営の監督を行うための相当程度の知見を有しています。
6. 常勤監査役傍田明夫氏および監査役関俊朗氏は、当社の経理部長、内部統制部長を経験し、常勤監査役吉田泰磨氏は、日本石油株式会社（当時）入社以来経理部門および内部統制部門を担当しており、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。  
また、監査役石田祐幸氏は、参議院総務および財政金融委員会の調査室長を経験し、豊富な専門知識と経験を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査するための相当程度の知見を有しています。

## ② 責任限定契約の概要

取締役木村康氏および木村孟氏、常勤監査役傍田明夫氏および吉田泰磨氏、監査役関俊朗氏および石田祐幸氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (1)	427百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	69 (30)
合 計	15	496

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役1名に対する支給額を含んでいます。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第105回定時株主総会において年額550百万円以内と決議いただいています。
  3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第105回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいています。
  4. 支給額には、平成28年6月24日に支給予定の当該事業年度に係る役員賞与が含まれています。  

取締役	8名	90百万円 (うち社外取締役1名100百万円)
監査役	4名	13百万円 (うち社外監査役2名6百万円)

## ④ 社外役員に関する事項

### a. 社外取締役の取締役会への出席の状況

- ・取締役木村孟氏は、同氏が就任された以降11回の取締役会について、10回出席しました。

### b. 社外取締役のその他の活動状況

- ・取締役木村孟氏は、取締役会付議事項およびその他の稟議事項のすべてにおいて、事前に企画部長が

ら説明を受け、中長期的な企業価値の向上の観点から、経営の方針や具体的な事案について、担当役員へ意見を述べました。

c. 社外監査役の取締役会および監査役会への出席の状況

- ・ 常勤監査役吉田泰磨氏および監査役石田祐幸氏は、当期に開催された14回の取締役会、および31回の監査役会について、すべてに出席しました。

d. 社外監査役の取締役会および監査役会における発言の状況

- ・ 社外監査役の両氏は、取締役会において、会社業務の適正を確保するため、客観的かつ公正な立場から内部統制システムの整備・運用、その他経営全般に係わる諸問題について、必要に応じ質問を行い、意見を述べました。
- ・ 社外監査役の両氏は、監査役会において、取締役および使用人の職務の執行状況等について、必要に応じ質問を行い、意見を述べました。

e. 社外監査役のその他の活動状況

- ・ 社外監査役を含む監査役は、定期的に、代表取締役との間で当社の中長期的な経営方針ならびにその他の経営全般に係わる諸問題について意見交換を行い、なお一層の健全な経営に向けて活動しました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、監査項目別・階層別監査時間の計画と実績および報酬額の推移、ならびに会計監査人の職務の遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人監査の対象となる当社の子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっています。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制支援業務」を委託しています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況、監査体制、会計監査人としての独立性および専門性などの点において再任が不適当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分  
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の概要

a. 処分対象者

- ・新日本有限責任監査法人

b. 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)  
※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定  
(平成28年1月22日付で21億1,100万円の課徴金納付命令を決定)

c. 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

＜業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方およびその整備状況＞

当社は、次の企業理念と行動指針を定め、全ての役員および従業員は、この企業理念に基づいて日常の業務を遂行します。

[企業理念]	[行動指針]
わたしたちは	信頼を築く
確かなものづくりを通して	技を磨き、伝える
豊かな社会の実現に貢献します	夢をいただき、挑戦する

当社は、この企業理念、行動指針とともに企業行動規範を制定し、社会的責任を確実に果たすためにN I P P O・C S R委員会を設置し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指します。併せて、C S R経営を確実に遂行するために、業務の適正を確保する体制の整備を進め、次に記載のとおり内部統制システムを構築します。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a.取締役は、法令、定款、当社の企業理念および行動指針を遵守し、企業行動規範およびコンプライアンスに関する規程に基づき、職務を執行します。必要に応じ、コンプライアンス体制に係る規程を整備します。
  - b.C S R第一委員会は、当社のコンプライアンス活動について、N I P P O・C S R委員会を通じて社長へ定期的に報告し、社長はその諮問に基づき、常に法令遵守の徹底を推進します。
  - c.取締役会については、招集等の手続きならびに決議事項および報告事項の付議基準を定めた「取締役会規則」により、その適正な運営および審議の充実を図ります。
  - d.監査役は、常に取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するほか、適宜、取締役および関係者から報告を受け、決裁書類等の検証を行います。
  - e.財務報告の適法性と適正性を確保するための内部統制の仕組みを整えます。
  - f.「内部者取引の未然防止等に関する規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、内部者取引の未然防止に万全を期します。
  - g.企業倫理ヘルプラインの設置により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整えます。



- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- a.取締役の職務の執行に係る情報は、文書取扱規程および規程類管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。
  - b.取締役および監査役は、上記文書または電磁的媒体を常時閲覧できます。
  - c.取締役は、会社法等の法令および金融証券取引所の適時開示規則等に基づき、事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行い、IR活動に努めます。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a.損失の危険は、権限規程および関係諸規程の定めるところにより管理し、必要に応じてリスク管理に関する規程を整備します。
  - b.全社のリスク管理は、社長が統括します。
  - c.資産整備については資産整備計画を審査し、特に、大型の設備投資については、投資価値を厳密に検証するとともに、予想されるリスクの識別・分析を適切に行い、投資規模に応じて取締役会・常務会の審議・決議等を経て実施します。
  - d.工事施工における確かなものづくりを推進するため、工事の施工および品質管理の徹底を図ります。
  - e.「非常災害対策規程」を制定し、地震等の非常時災害に備え、従業員等の安全確保と地域および得意先に対する救援、復興活動による社会的責任を果たします。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a.執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、事業の推進と改善を迅速に進めます。  
また、本社機構に管掌役員制を執ることにより、多様化する経営課題に対して迅速かつ機動的な意思決定を図ります。
  - b.取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。
  - c.執行役員等で構成される常務会を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議します。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a.企業理念、行動指針、企業行動規範の制定により、企業活動の根本理念を明確にするとともに企業行動のガイドラインとし、社長が繰り返しその精神を従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の最優先とすることを徹底します。

- b. C S R 第一委員会は、定期的に遵法状況点検を実施し、日常的な職務が法令および定款に適合していることを確認します。
  - c. 企業倫理ヘルプラインの設置により、コンプライアンス上の問題点を発見した者が、速やかに通報や相談ができる体制を整えます。
  - d. 環境安全・品質保証部は、内部統制の充実を図るため、内部監査を通じて業務の執行を監査し、監査結果を社長ならびに監査役に報告します。
  - e. 従業員に対しては、さまざまな機会を利用してコンプライアンスの徹底に関する教育を行っており、今後さらにコンプライアンスに基づく適正な業務運営と業績向上の課題達成を目的とした研修を実施します。
  - f. 「内部者取引の未然防止等に関する規程」を整備し、重要事実に関する情報の管理および株式等の売買その他取引について遵守すべき事項を定め、内部者取引の未然防止に万全を期します。
  - g. 内部統制部は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の規程類を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を整えます。
  - h. 内部統制部等の所管部は、必要に応じて外部専門家の協力を得て、不正行為の発生防止に向けた体制を整備します。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 親会社および当社のグループ C S R 組織の活動を通じて、企業集団におけるコンプライアンスをはじめとする C S R 体制の確保を図ります。
  - b. 社長をはじめとする当社の取締役および各子会社の社長は、当社が必要に応じて開催するトップミーティングにより、基本方針の伝達・確認と情報の共有化を図ります。またグループ会社の経営計画の進捗状況および重要課題等について意見交換を行い、グループとして企業価値の最大化を目指します。
  - c. 子会社に対しては、当社の監査役および会計監査人が必要に応じて監査を実施します。
  - d. 子会社業務を指導・管理する当社の部署は、子会社から報告を受けて、子会社の職務執行状況を監督します。
  - e. 必要に応じて、子会社ごとに内部統制責任者を選任し、当社の所管部と連携の上、事業の総括的な管理を行います。
  - f. 企業集団内における企業倫理ヘルプラインの整備を進めます。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役は、兼任・専任または長期・短期等必要に応じ、その職務を補助すべき使用人を置くことができます。

b. 監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分について、監査役会は事前に意見を述べることができ、その意見は尊重されるものとします。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

a. 常務会決議事項、その他の経営上重要な事項および子会社の経営上重要な事項は、監査役会に報告すべき事項とし、重大な法令違反または不正行為の事実、もしくは会社に重大な損失を与える事実の発生あるいはそのおそれがある場合は、速やかに報告します。

⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 企業倫理ヘルプラインの取扱いに準じた規程を、子会社を含めて整備します。

⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

a. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担します。

⑪ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役会は、社長との意見交換会を定期的開催します。

b. 監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、公認会計士、弁護士等の外部専門家に相談することができます。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況>

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

健全な業務運営を維持するために、次のとおり企業行動規範等を整備して、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

(反社会的勢力の排除について)

遵守事項

暴力団をはじめとする反社会的勢力と一切の関係を絶つための企業行動について、遵守事項を定めま  
す。

a. 暴力団追放三不の徹底

- ・ 暴力団を恐れない
- ・ 暴力団に金を出さない
- ・ 暴力団を利用しない

b.不当要求への組織対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、従業員の安全確保を含め、組織全体として対応します。

c.不当要求に対する拒絶

反社会的勢力による、下請参入強要、債務免除要求、貸付要求、利得示談介入行為等、一切の不当要求には、断固として応じません。

d.反社会的勢力との取引禁止

反社会的勢力およびその関連団体とは、取引関係を含めて、一切の関係を禁止します。万一、知らずに取引関係となった場合には、速やかにその取引を終了します。

e.外部機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との間に、緊密な連携関係を築きます。

f.有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

g.不当要求防止責任者の選任・届出

不当な要求による被害を防止するために必要な業務を統括管理する責任者を本社、支店、統括事業所毎に選任し、公安委員会に届出します。必要に応じて、各事業所でも選任し、届出します。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力からの不当要求に対応するため、不当要求防止責任者を選任し、同時に社内体制、対応マニュアル等を整備します。

③ 反社会的勢力との関係遮断のための推進事項

a.事業に係る契約の相手方が反社会的勢力でないことの確認に努め、もし相手方が反社会的勢力と判明した場合は、催告なく契約解除できるよう、契約を整備します。

b.不動産の取引を行う場合は、その不動産が暴力団事務所として利用されないことがないように、契約の整備に努めます。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

＜業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方に基づく運用状況＞

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社の企業理念、行動指針は、全従業員に周知され、コンプライアンス活動状況は、社長を委員長とするN I P P O・C S R委員会へ定期的に報告されています。また、社長は度々C S Rおよびコンプライアンス徹底を呼びかけるメッセージの発信を行っています。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係わる文書は社内規程に従い、管理・記録・保存されており、取締役と監査役は、その全てを常時閲覧できます。また、会社は必要な情報を必要な手段を用いて適時開示しています。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
責任と権限の明確化を図るため、権限規程、個別リスク管理に関する規程を制定し運用するほか、随時見直しを行っています。また、確立した品質管理体制のもと工事を進めるとともに、非常災害時の事業継続計画も策定し、整備しています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
執行役員制度の導入により、取締役の監督機能、執行役員の執行責任の明確化を図り、事業の推進と改善を迅速に進めております。また、取締役会は業務執行状況の定期的な報告を受け、その監督に努めています。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社は、使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスの社内教育を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、親会社、子会社と定期的な会合を通して、グループ全体としてのコンプライアンス体制の確保を行い、情報の共有に努めています。子会社に対しては必要な監査の実施および所管部の管理指導により、その状況の把握に努めています。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、内部監査部門との連携および秘書室の支援を受け、監査業務に支障をきたしていないこと

から、監査役から補助者の要請は受けておりません。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

常務会での審議については、開催前に必ず、監査役に対して審議事項の提出を行い、必要に応じて審議案件の細部について説明しています。その他必要に応じあるいは求めに応じ、取締役はその使用人から報告させるとともに、監査役監査計画に基づく往査等に協力しています。

⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

企業倫理ヘルプラインの取扱いに準じて運用しています。今後、同システムに関する規程の見直し等も併せて検討していきます。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は職務の執行に必要な費用は全て負担しています。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と社長の意見交換会を実施しています。監査役が必要に応じて外部専門家に相談できるようにしています。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方に基づく運用状況>

企業行動規範の「暴力団対策法に関する行動基準」において、不当要求への対応を含め、反社会的勢力の排除に関して明確に定めています。また、本社総務部等の部署で、不当要求防止責任者を選任し、外部専門機関との緊密な連絡体制を構築しています。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>318,342</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>176,723</b>
現 金 預 金	69,855	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	93,583
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	133,618	電 子 記 録 債 務	34,533
電 子 記 録 債 権	3,608	短 期 借 入 金	1,317
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	3,372	未 払 法 人 税 等	9,594
未 成 工 事 支 出 金	17,014	未 成 工 事 受 入 金	13,503
た な 卸 不 動 産	23,867	賞 与 引 当 金	3,616
そ の 他 た な 卸 資 産	2,429	完 成 工 事 補 償 引 当 金	447
短 期 貸 付 金	44,600	工 事 損 失 引 当 金	370
繰 延 税 金 資 産	4,299	独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	1,054
そ の 他	16,172	そ の 他	18,701
貸 倒 引 当 金	△496	<b>固 定 負 債</b>	<b>28,130</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>154,150</b>	長 期 借 入 金	2,892
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>104,509</b>	繰 延 税 金 負 債	6,406
建 物 及 び 構 築 物	25,169	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	97
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	12,091	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,948
工 具 器 具 及 び 備 品	807	資 産 除 去 債 務	1,086
土 地	61,360	そ の 他	7,698
リ ー ス 資 産	393	<b>負 債 合 計</b>	<b>204,853</b>
建 設 仮 勘 定	4,688	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,022</b>	株 主 資 本	245,802
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>47,617</b>	資 本 金	15,324
投 資 有 価 証 券	43,463	資 本 剰 余 金	15,916
長 期 貸 付 金	378	利 益 剰 余 金	214,782
繰 延 税 金 資 産	1,573	自 己 株 式	△221
そ の 他	3,078	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	16,457
貸 倒 引 当 金	△876	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,025
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,565
		非 支 配 株 主 持 分	5,378
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>267,638</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>472,492</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>472,492</b>

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	407,433
売上原価	343,330
販売費及び一般管理費	64,103
営業外収益	23,318
営業外費用	40,785
受取配当金	82
受取配当利益	1,030
受取配当収入	473
受取配当収入	102
受取配当収入	406
営業外費用	2,095
支払利息	15
手形売却損	1
前受金保証券料	82
不動産賃借経費	54
不為替差損	56
デリバティブ評価損	529
その他	27
経常利益	767
特別利益	42,113
固定資産売却益	534
投資有価証券売却益	12
その他	18
特別損失	565
固定資産除売却損	489
投資有価証券評価損	78
開発事業解決金	1,519
独占禁止法関連損失引当金繰入	1,054
減損	201
その他	6
税金等調整前当期純利益	3,350
法人税、住民税及び事業税	13,296
法人税等調整額	△1,009
当期純利益	27,040
非支配株主に帰属する当期純利益	815
親会社株主に帰属する当期純利益	26,224



## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,324	15,916	191,170	△202	222,209
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,977		△2,977
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			26,224		26,224
自 己 株 式 の 取 得				△19	△19
連 結 範 囲 の 変 動			291		291
そ の 他			73		73
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	23,611	△19	23,592
当 期 末 残 高	15,324	15,916	214,782	△221	245,802

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	24,553	△0	△269	24,282	4,421	250,913
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				-		△2,977
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				-		26,224
自 己 株 式 の 取 得				-		△19
連 結 範 囲 の 変 動				-		291
そ の 他				-		73
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△6,527	△1	△1,295	△7,825	956	△6,868
当 期 変 動 額 合 計	△6,527	△1	△1,295	△7,825	956	16,724
当 期 末 残 高	18,025	△2	△1,565	16,457	5,378	267,638

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	金 額	科 目	金 額				
<b>流動資産</b>	<b>229,847</b>	<b>流動負債</b>	<b>125,713</b>				
現金預金	42,587	支払手形	17,624				
受取手形	13,862	工事未払	33,169				
完成工事未収入金	62,823	買掛金	14,388				
売掛金	18,147	電子記録債権	25,191				
販売用資産	3,486	リース債権	466				
製品在庫	2,469	未払費用	10,323				
未成工事支出金	312	未払法人税等	1,342				
開発事業等支出	4,994	未成工事受入金	8,051				
クイテイ	21,367	与引当金	5,932				
材料貯蔵品	1,275	完成工事補償引当金	3,101				
短期貸付金	1,460	工事損失引当金	245				
未収入金	42,659	独占禁止法関連損失引当金	243				
有償延税	4,489	その他	1,054				
繰上金	5,783	<b>固定負債</b>	<b>17,471</b>				
繰上資産	2,499	リース負債	881				
繰上引当金	2,038	退職給付引当金	6,972				
繰上資産	△409	預り保証金	2,145				
<b>固定資産</b>	<b>146,661</b>	資産除の	6,373				
<b>有形固定資産</b>	<b>100,576</b>	負債合計	1,079				
建物・構築物	22,862		19				
機械器具	10,743	<b>純資産の部</b>	<b>143,184</b>				
土工器具	689	<b>株主資本</b>	<b>216,131</b>				
土地	60,455	資本金	15,324				
リース勘定資産	1,177	資本剰余金	15,916				
建設仮勘定	4,648	資本準備金	15,913				
<b>無形固定資産</b>	<b>1,878</b>	その他資本剰余金	2				
投資その他の資産	44,206	<b>利益剰余金</b>	<b>185,111</b>				
投資有価証券	29,212	利益準備金	3,731				
関係会社株式・関係会社出資金	13,003	その他利益剰余金	181,380				
長期貸付金	440	特別償却準備金	67				
破産更生債権等	54	固定資産圧縮積立金	1,165				
長期前払費用	22	別途積立金	155,450				
繰上引当金	1,746	繰越利益剰余金	24,698				
繰上引当金	△273	<b>自己株式</b>	<b>△221</b>				
		評価・換算差額等	17,192				
		その他有価証券評価差額金	17,192				
<b>資産合計</b>	<b>376,508</b>	<b>純資産合計</b>	<b>233,323</b>				
		<b>負債純資産合計</b>	<b>376,508</b>				

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
高上高	190,237	
高上高	64,991	
高上高	29,943	285,172
高上高	161,478	
高上高	48,699	
高上高	24,813	234,991
利益	28,758	
利益	16,291	
利益	5,130	50,180
費用		15,775
費用		34,405
金入他	1,264	
金入他	149	
金入他	157	1,571
息損料費損他	3	
息損料費損他	1	
息損料費損他	28	
息損料費損他	48	
息損料費損他	199	
息損料費損他	6	286
息損料費損他		35,690
益他	512	
益他	16	528
損損金額失他	428	
損損金額失他	78	
損損金額失他	1,519	
損損金額失他	1,054	
損損金額失他	201	
損損金額失他	6	3,290
利益税額		32,928
利益税額	10,747	
利益税額	1,526	12,274
利益税額		20,654

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	15,324	15,913	2	15,916	3,731	88	1,139	141,450	21,025	167,435	△202	198,473	
当 期 変 動 額													
特別償却準備金の積立											-	-	
特別償却準備金の取崩						△23			23		-	-	
固定資産圧縮積立金の取崩							△3		3		-	-	
別 途 積 立 金 の 積 立								14,000	△14,000		-	-	
実効税率変更による積立						2	28		△30		-	-	
剰 余 金 の 配 当									△2,977	△2,977		△2,977	
当 期 純 利 益									20,654	20,654		20,654	
自己株式の取得											△19	△19	
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)											-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△21	25	14,000	3,672	17,676	△19	17,657	
当 期 末 残 高	15,324	15,913	2	15,916	3,731	67	1,165	155,450	24,698	185,111	△221	216,131	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	23,619	23,619	222,092
当 期 変 動 額			
特別償却準備金の積立		-	-
特別償却準備金の取崩		-	-
固定資産圧縮積立金の取崩		-	-
別 途 積 立 金 の 積 立		-	-
実効税率変更による積立		-	-
剰 余 金 の 配 当		-	△2,977
当 期 純 利 益		-	20,654
自己株式の取得		-	△19
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	△6,426	△6,426	△6,426
当 期 変 動 額 合 計	△6,426	△6,426	11,231
当 期 末 残 高	17,192	17,192	233,323

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社NIPPON  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山高路 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NIPPONの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NIPPON及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社N I P P O  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小宮山高路 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N I P P Oの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、各監査役の職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に独占禁止法違反に係る件の記載がありますが、監査役会としましては、引き続き事実関係の把握に努めるとともに、当社における法令遵守の徹底に向けた取組みについて確認してまいります。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社N I P P O 監査役会

常勤監査役 傍 田 明 夫 ㊟

常勤監査役 吉 田 泰 磨 ㊟

監 査 役 関 俊 朗 ㊟

監 査 役 石 田 祐 幸 ㊟

(注) 常勤監査役吉田泰磨および監査役石田祐幸は、社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

第115期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金35円（普通配当35円）  
総額4,168,557,190円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月27日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 16,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 16,000,000,000円

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	みずしまかずのり 水島和紀 (昭和21年1月14日)	昭和43年4月 当社入社 平成13年4月 当社関東第二支店長 平成15年6月 当社取締役 平成16年4月 当社東北支店長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社専務取締役、専務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長、執行役員社長 平成26年6月 当社代表取締役会長（現任）	5,039株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。</p>			
2	いわたひろみ 岩田裕美 (昭和24年11月21日)	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 当社環境営業部長 平成18年4月 当社PFI推進部長 平成19年4月 当社中部支店長 平成19年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役、常務執行役員 平成26年6月 当社代表取締役社長、執行役員社長（現任）	1,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	なか ほん あき つぐ 高橋 章次 (昭和29年10月18日)	昭和54年4月 日本石油株式会社入社 平成15年4月 新日本石油株式会社総合企画部副部長 政策室長 平成22年4月 JXホールディングス株式会社 執行役員統合推進部長 平成24年6月 JX日鉱日石エネルギー株式会社取締役、常務執行 役員 平成26年6月 当社取締役、専務執行役員 開発事業部、PFI推進部 管掌(現任)	1,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。	
4	よし かわ よし かつ 吉川 芳和 (昭和30年7月6日)	昭和54年4月 当社入社 平成24年4月 当社執行役員北海道支店長 平成27年4月 当社常務執行役員建築事業統括部長 平成27年6月 当社取締役、常務執行役員 総合技術部、エンジニアリング部、建築事業統括部 (*)、海外支店 管掌(現任) *平成28年4月より建築事業企画室、建築部に改組。	3,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有するとともに、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、リーダーシップを発揮して当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献する資質を有していると認められるため。	

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	※ <sup>ば</sup> 馬 <sup>ば</sup> 場 <sup>よし</sup> 義 <sup>お</sup> 雄 (昭和31年1月7日)	昭和53年4月 当社入社 平成20年4月 当社工事部長 平成24年4月 当社執行役員九州支店長 平成27年4月 当社常務執行役員合材部長 平成27年4月 当社常務執行役員(現任)	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の中核事業である工事、合材事業に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。		
6	※ <sup>みや</sup> 宮 <sup>ざき</sup> 崎 <sup>まさ</sup> 匡 <sup>ひろ</sup> 弘 (昭和32年1月12日)	昭和54年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員関東第二支店長 平成28年4月 当社常務執行役員(現任)	1,019株
	【取締役候補者とした理由】 当社の本・支店の営業活動全般に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。		
7	※ <sup>はし</sup> 橋 <sup>もと</sup> 本 <sup>ゆう</sup> 祐 <sup>じ</sup> 司 (昭和31年8月24日)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 当社企画部長 平成26年4月 当社執行役員企画部長 平成28年4月 当社常務執行役員(現任)	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の経営企画業務全般に精通しており、また、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献するための資質を有していると認められるため。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	きむら やすし 木村 康 (昭和23年2月28日)	昭和45年4月 日本石油株式会社入社 平成13年6月 日石三菱株式会社産業エネルギー部長 平成14年6月 新日本石油株式会社取締役 平成19年6月 同社常務取締役、執行役員 平成20年6月 同社取締役、常務執行役員（平成22年6月迄） 平成22年4月 JXホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 平成22年7月 JX日鉱日石エネルギー株式会社 代表取締役社長、社長執行役員 平成24年6月 JXホールディングス株式会社 代表取締役会長（現任） JX日鉱日石エネルギー株式会社 代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役（現任） 一般社団法人日本経済団体連合会 副会長（現任）	1,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> JXホールディングスの代表取締役会長として企業経営等に関する豊富な知見と経験を有し、また、一般社団法人日本経済団体連合会副会長の要職にあり、大所高所からの貴重な指導・助言を通じ、当社ならびに当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献することが期待されるため。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	きむら つとむ 木村 孟 (昭和13年3月8日)	昭和36年4月 当社入社 昭和40年6月 当社退社 東京工業大学理工学部 助手 昭和57年3月 同大学工学部 教授 平成5年10月 同大学 学長 平成9年10月 ケンブリッジ大学招聘研究員 平成10年3月 東京工業大学 定年退官 同大学 名誉教授 平成10年4月 学位授与機構 機構長 平成21年3月 独立行政法人大学評価・学位授与機構 任期満了退職 平成21年4月 文部科学省顧問 独立行政法人大学評価・学位授与機構 特任教授 平成24年9月 当社顧問 平成27年3月 文部科学省 退職 平成27年4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構 顧問(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	1,000株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 土木工学、土質工学を専門とし、東京工業大学において長く教育・研究に携わり、また同大学の学長を務めるなど、高度の専門知識と大学経営における豊富な経験を有していることから、当社経営に対して有益な指導・助言を行い、客観的かつ公正な立場で経営の監督を行う相当程度の知見を有していると認められ、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しているため。			

- (注)
1. ※は新任取締役候補者であります。
  2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
  3. 取締役候補者木村康氏、同じく取締役候補者木村孟氏が選任された場合には、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。
  4. 社外取締役候補者木村孟氏について
    - a.木村孟氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
    - b.同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
    - c.当社は、同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の規程に定める独立役員として、各取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
    - d.同氏は、平成10年4月から平成21年3月まで、独立行政法人大学評価・学位授与機構の機構長を務めておりました。当社は同機構に対して平成13年より平成27年まで学術研究助成を目的とした寄附を行っておりますが、その額は僅少であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役関俊朗氏は辞任されます。  
 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※吉村泰次郎 (昭和29年7月23日)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社中部支店総務部長 平成25年4月 当社経理部長 平成28年4月 当社理事(現任)	1,000株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 財務および会計等に関する豊富な識見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行する資質を有していると認められるため。		

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。  
 2. 監査役候補者吉村泰次郎氏が選任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。  
 3. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以上

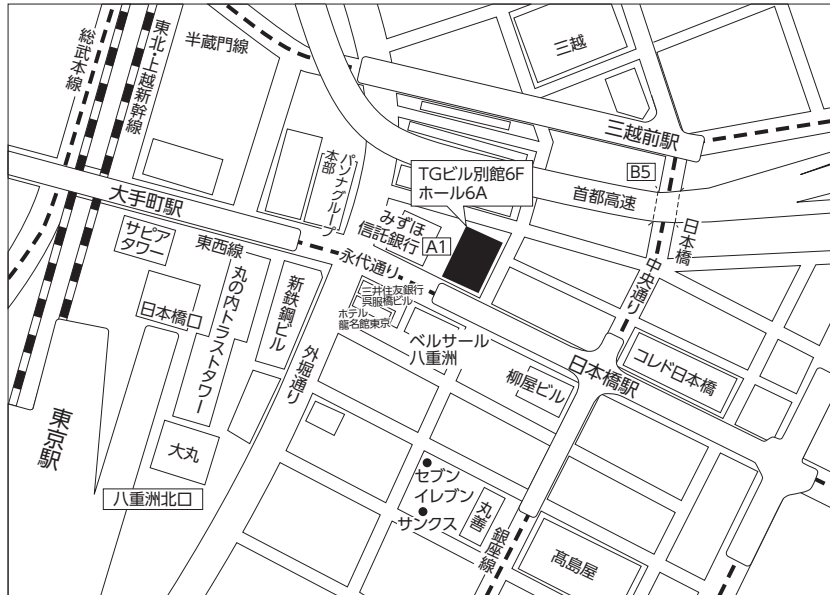
## 〈会場のご案内〉

会場 東京都中央区八重洲一丁目2番16号

TGビル別館6F ホール6A

電話 (03) 3563-6751 (代表)

(開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください)



### 〈交通のご案内〉

- ① JR東京駅 (日本橋口) より徒歩4分
- ② 東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅 (A1口) より徒歩1分
- ③ 東京メトロ銀座線・半蔵門線 三越前駅 (B5口) より徒歩3分

〈お願い〉 お車でのご来場はご遠慮ください。